

# 介護保険制度

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3234~3236)



## 介護保険料が変わりました

市では3年ごとに介護保険料の見直しを実施しています。

高齢者人口や要介護認定者の推移から介護サービスの利用量を推計し、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を決定しました。

今回の保険料改定では、第1号被保険者間での所得再配分機能の強化と低所得者の保険料上昇抑制を図るため、国が示す所得段階が9区分から13区分に多段階化されました。また、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、保険料負担の軽減を図っています。

所得段階ごとの保険料は下表のとおりです。

65歳以上の方には、7月中旬に令和6年度の保険料の納入通知書を送付しますので、ご確認ください。

## 令和6年度の65歳以上の介護保険料（基準月額5,400円）

所得段階	対象者	基準額に対する調整率	年額保険料 ※1
第1段階 ※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 ※3 (0.455) ※4	1万8,400円 (2万9,400円)
第2段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.485 ※3 (0.685) ※4	3万1,400円 (4万4,300円)
第3段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685 ※3 (0.69) ※4	4万4,300円 (4万4,700円)
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	5万8,300円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	6万4,800円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	7万7,700円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	8万4,200円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	9万7,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	11万100円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	12万3,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	13万6,000円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	14万9,000円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.4	15万5,500円

※1 年間保険料は基準月額（5,400円）×12カ月×調整率で計算し、100円未満は切り捨てます。

※2 所得段階が第1～3段階の方は公費（国・北海道・名寄市）により保険料が軽減されています。

※3 軽減後の（公費による）調整率

※4 軽減前の（本来の）調整率